

改正

平成26年3月20日規則第8号

平成28年3月31日規則第22号

平成29年11月10日規則第26号

平成30年3月9日規則第8号

蕪崎市放課後児童クラブ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蕪崎市放課後児童クラブ条例（平成23年3月蕪崎市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指導員)

第3条 条例第4条に規定する指導員は、1児童クラブ当たり2人を基準に配置するものとする。
ただし、特に必要と認めたときは、3人以上配置することができる。

2 指導員は、20歳以上の健康な者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保育士、教育職員及び児童厚生2級指導員の資格を有するもの
- (2) 厚生労働大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設を卒業したものの
- (3) 前2号に掲げる者に相当するものとして市長が認めたもの

(利用許可申請)

第4条 条例第9条第1項の規定により児童クラブの利用の許可を受けようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の10日前までに、蕪崎市放課後児童クラブ利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第3項の規定により前項の申請書を省略できる者は、1日利用を緊急に利用しようとする者とする。この場合において、当該申請者は、口頭で利用の申請をすることができる。

(利用許可書の交付)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて申請者に面接又は必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の申請を審査した結果、適当と認めるときは、蕪崎市放課後児童クラブ利用許可書（第2号様式）を申請者に交付するとともに、当該申請者の児童を蕪崎市放課後児童クラブ員登録簿（第3号様式）（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による申請に係る許可は、前項の許可書の交付及び登録簿への登録を省略するものとする。

（利用中止の申出）

第6条 前条第2項の規定により許可を受けた申請者（以下「登録保護者」という。）が児童クラブの利用を中止しようとするときは、蕪崎市放課後児童クラブ利用中止届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（利用料の納付）

第7条 登録保護者は、利用しようとする月の前月の末日までに翌月分の利用料を現金により納付しなければならない。

2 条例別表第2に定める長期休業期間利用料の加算は、夏季休業日の期間にあつては8月分、冬季休業日の期間にあつては1月分、学年末休業日及び学校始休業の期間にあつては3月分の基本利用料に加算するものとする。

3 条例第11条第2項の規定により月の途中から年間利用を開始する場合には、第5条第2項の規定による許可の開始日の属する月の末日までに当月分の利用料を現金により納付しなければならない。

4 第5条第3項の規定による利用の許可を受けたときは、当該許可を受けたときに利用料を現金により納付しなければならない。

5 第1項又は第3項に規定する利用料の納入期限が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その期限後において最初のこれらの日に当たらない日をもって期限とする。

（利用料の減免）

第8条 条例第11条第3項の規定により利用料を免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める割合を免除する。

（1）保護者が属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている場合
全額免除

（2）保護者が属する世帯の当該年度の市民税が非課税世帯であつて、かつ、ひとり親世帯の場合
全額免除

(3) 保護者が属する世帯の当該年度の市民税が非課税世帯であって、かつ、同一世帯に障害者又は障害児のいる世帯の場合 全額免除

(4) その他市長が必要と認めたもの 別に市長が定める率

2 4月から6月までの利用料の免除に係る前項第2号及び第3号の適用については、「当該年度の市民税が非課税世帯」とあるのは、「前年度の市民税が非課税世帯」とする。

3 利用料の免除の申請は、第4条に規定する利用申込書に付記させるものとし、利用料の免除を決定したときは、蕪崎市放課後児童クラブ利用料免除決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(保護者届出事項)

第9条 登録保護者は、申請事項に変更があった場合には、速やかに市長に届け出るものとする。

(許可の取消し及び停止)

第10条 市長は、条例第12条の規定により利用の許可を取り消し、又は停止したときは、蕪崎市放課後児童クラブ利用許可取消・停止通知書（第6号様式）により、児童の保護者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第22号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月10日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月9日規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の蕪崎市放課後児童クラブ条例施行規則の様式の規定に基づき作成した用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をし

た上で使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

第1号様式(第4条関係)

↓〇を付けてください

韮崎市放課後児童クラブ利用申請書

年間・1日

年 月 日

(宛先)韮崎市長

保護者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印 _____
 電話番号 _____

放課後児童クラブの利用について、次のとおり申請します。

児童及び同一敷地内に居住する家族に記載された者は、市町村民税課税状況等について、韮崎市放課後児童クラブ条例施行規則第5条第1項の規定に基づく事務手続を処理するために限り、課税台帳の閲覧及び地方税関係情報（韮崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第2に規定する地方税関係情報をいう。）について取得することに同意します。

利用希望児童クラブ名		児童クラブ					
児童	ふりがな	男・女	学校名	小学校 年 組			備考
	氏名		生年月日	年 月 日			
同一敷地内に居住する家族(別棟を含む)	続柄	氏名	年齢	職業(勤務先・学校・学年)	勤務先電話番号	個人番号	備考
				勤務時間 時 分 ~ 時 分			
				勤務時間 時 分 ~ 時 分			
				勤務時間 時 分 ~ 時 分			
				勤務時間 時 分 ~ 時 分			
希望理由							
利用希望	1 平日 2 長期(夏・冬・春)休み 3 土曜日(別紙添付) 4 延長(18:30~19:00)						
利用開始	年 月						

(注意)

児童及び同一敷地内に居住する家族の欄は、同意書を兼ねているため、保護者本人及び同居している親族等の全員について、必ず本人が自署してください。代理人が署名する場合は、本人からの委任状(様式は問いません。)を取得し、添付してください。乳幼児等、本人の自署が困難な場合は、法定代理人等が代筆し、備考欄に代筆者の氏名と関係を記入してください。

※これより下は記入しないでください。

調査・決定	利用の要否	要・否	備考
	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	理由	<input type="checkbox"/> 第5条第1項(1) 就労疾病等 <input type="checkbox"/> 第5条第1項(2) 家族等を看護	
	減免の可否及び事由	可・否	(事由) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭である <input type="checkbox"/> 同一世帯に障害者(児)がいる <input type="checkbox"/> 生活保護世帯である <input type="checkbox"/> 住民税が非課税である

放課後児童クラブ利用者調査票

ふりがな	-----	男・女	学年
児童氏名			年

就学前の状況	保育園 幼稚園 その他()	ファミリー・サポート会員番号	—
--------	----------------------	----------------	---

迎えに来る方		
氏名	児童との続柄	同居家族以外の場合は住所・電話番号

退館時間		※利用の欄は、利用する日に○を、利用しない日に×を記入してください。				
曜日	利用	退館時間	手段	迎えに来る方	学習塾等へ行く場合 ----- 習い事名	備考
月		時 分	迎え・歩き			
火		時 分	迎え・歩き			
水		時 分	迎え・歩き			
木		時 分	迎え・歩き			
金		時 分	迎え・歩き			

※登録者のみ（開設場所は菰崎児童センターになります）

土		時 分	迎え・歩き			
---	--	-----	-------	--	--	--

緊急連絡先				
	氏名	続柄	勤務先／携帯区分	電話番号
最初に連絡する人				
上記が不在の場合				
上記が不在の場合				

その他特記事項	
平熱 ℃	※児童の健康状態(アレルギー・疾病等)、成育状況等、特に留意すべき事項等がありましたら記入してください。

第2号様式（第5条関係）
第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

菫崎市長

菫崎市放課後児童クラブ利用許可書

年 月 日付けで申請のあった菫崎市放課後児童クラブの利用の申請について次のとおり許可します。

児童名	
児童クラブ名	
利用区分	年間利用 ・ 1日利用
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで

利用の条件

- 1 決められた利用時間を守るようにしてください。
- 2 お迎えの人が代わる時は、保護者の方が必ず連絡してください。
- 3 保護者の勤務先、勤務時間等に変更があるときは、速やかに連絡してください。

第4号様式（第6条関係）
第4号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 蕪崎市長

蕪崎市放課後児童クラブ利用中止届

保護者 住 所
氏 名 印

年 月 日付で、次の理由により蕪崎市放課後児童クラブの利用を中止
します。

児 童 名

児童クラブ名

中止年月日 年 月 日から

中止の理由

第 号
年 月 日

様

菫崎市長

菫崎市放課後児童クラブ利用料免除決定通知書

年 月 日付けで利用料の免除申請のあった児童クラブの利用について、
審査の結果、次のとおり利用料を免除することを決定したので通知します。

児童名

児童クラブ名

適用年月日 年 月 日から 年 月 日まで

- 免除の額 全額免除
 一部免除

【年間利用】	
(基本利用料)	円
(長期休業期間利用料の加算)	
夏季休業日の期間	円
冬季休業日の期間	円
学年末休業日及び学校始休業の期間	円
(延長利用の利用料)	円
【1日利用】	
(学校のある日の利用料)	円
(学校の無い日の利用料)	円
(延長利用の利用料)	円

第6号様式(第10条関係)
第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

葦崎市長

印

葦崎市放課後児童クラブ利用許可取消・停止通知書

年 月 日付で、次の理由により児童クラブの利用許可を(取消し・停止)したので通知します。

児 童 名

児童クラブ名

期 間 年 月 日から 年 月 日まで

理 由